

様式第 1 号（第 3 条関係）

（おもて表紙表面）

年度	
三股町重度障害者タクシー等利用券	
	
三 股 町	
氏 名	
交付番号	
有効期限 年 3 月 31 日まで	

（おもて表紙裏面）

使用上の注意	
1	この利用券は、本人に限り使用できます。
2	この利用券は、三股町と契約を締結している事業所の車を利用される場合に限り、有効です。
3	この利用券を利用するときは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を運転者に提示してください。
4	この乗車券は、乗車 1 回につき、1 枚だけ利用できます。
5	この利用券を利用するときは、利用料金から、初乗り料金を差し引いた金額を支払ってください。
6	この利用券は、有効期限を過ぎた場合は、使用できません。
7	転出など異動があった場合は、必ず返納してください。
8	この利用券を他人に譲渡又は貸与することはできません。

（三股町重度障害者タクシー等利用券）

三股町重度障害者タクシー等利用券			
	5 0 0 円	5 3 0 円	
<u>初乗り料金</u>	5 5 0 円	5 6 0 円	
	() 円		
有効期限 年 月 日			
交付番号			
発行者 三股町長		印	
利用年月日	年	月	日
事業所名			
運転者印			

（うら表紙裏面）

《利用券の交付を受けた方へ》	
●	利用券は、年 1 回交付されます。
●	1 箇月当たり 2 枚で算定し、1 冊 24 枚（12 箇月分）を限度として交付されます。
●	年度の途中において申請があったときは、申請月から翌年の 3 月までの月数の 2 倍に相当する枚数の利用券が交付されます。
●	利用券の再交付は、行いません。
●	初乗り料金は、事業所によって異なります。